

東京医療保健大学臨床教授等の称号付与規程

(目的)

第1条 この規程は東京医療保健大学（以下「本学」という。）における臨床教育に協力する学外の医療機関等の優れた医療人に対する称号の付与に関し必要な事項を定め、もって臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的とする。

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授又は臨床講師（以下「臨床教授等」という。）とする。

(称号付与の資格対象者)

第3条 称号付与の資格対象者は、本学学則に定める授業科目の講義又は実習の指導に協力する医療施設等に所属する医療人であって、講義又は実習の指導等に従事する者とする。

2 前項に準じる者で大学経営会議にて認められた者。

(選考)

第4条 臨床教授等の選考は、第5条（選考基準）に基づき、大学経営会議が行う。同会議にて選考された臨床教授等には、辞令を交付する。

(選考基準)

第5条 臨床教授等として選考できる者は、保健、医療、介護等に関する見識と指導等に当たる講義又は実習の分野について優れた知識及び豊富な経験を有し、教育上の能力があると認められる者とする。

(職務)

第6条 臨床教授等は、所属する実習等協力機関又は本学において、講義又は臨床実習指導等必要な職務を行うものとする。

(非常勤講師への任用)

第7条 臨床教授等が、本学において臨床実習指導等を行う場合には、本学非常勤講師として任用するものとする。

(称号付与の期間)

第8条 臨床教授等の称号を付与する期間は、講義又は実習の指導等に従事する期間とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。